

仕 様 書

1 件名

メディア周知広告業務

2 目的

現行の被保険者証の新規発行終了、マイナンバー保険証の利用促進、資格確認書の案内等について周知を図るため、地元新聞3紙（東奥日報、デーリー東北及び陸奥新報）での広告掲載を委託するものである。

3 業務内容

- (1) 現行の被保険者証の新規発行終了、マイナンバー保険証の利用促進、資格確認書の案内等について被保険者及び県内住民に対し周知を図るため、東奥日報、デーリー東北及び陸奥新報への広告掲載を実施すること。
- (2) 掲載は各紙全5段とすること。
- (3) 掲載原稿は、別紙「掲載内容」をもとに受注者が作成し、発注者との協議の上で決定すること。また、制度の対象者は高齢であることから、読みやすい文字サイズとし、周知内容の趣旨を損なうことなく、イラスト、文字デザイン等を考慮し読者を惹き付けられるものとする。
- (4) 掲載内容の校正については、10回までとすること。
- (5) 掲載日は、令和6年11月25日（月）から29日（金）の範囲で、東奥日報、デーリー東北及び陸奥新報の同時掲載が可能な1日とすること。
- (6) 本仕様書の内容及び本仕様書に明示がない項目について疑義があるときは、発注者と協議の上業務を遂行すること。
- (7) 業務完了報告に際しては、広告掲載実施分の東奥日報、デーリー東北及び陸奥新報を成果品として提出すること。

4 履行期限

令和6年11月29日（金）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

■現行の被保険者証の新規発行終了について

現行の被保険者証はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行し、令和6年12月2日から現行の被保険者証は新規発行されなくなります。

※令和6年12月1日までに発行された被保険者証は最長で令和7年7月31日まで有効です。

■マイナ保険証の利用方法について

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには、マイナ保険証利用の申し込みをする必要があります。

[申込方法]

- ① 医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーで申込
- ② マイナポータルから申込
- ③ 全国のセブン銀行のATMで申込

・マイナ保険証利用に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間[平日]9:30～20:00 [土日祝]9:30～17:30

■資格確認書の交付について

令和6年12月2日以降、連携されたマイナ保険証や有効な被保険者証をお持ちでない方には、申請いただくことなく資格確認書が交付されますので、引き続き医療を受けることができます。

※資格確認書の画像

・お問い合わせ先

お住まいの「市町村の後期高齢者医療担当課」または「青森県後期高齢者医療広域連合」

電話：017-721-3821

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階